

## 日EU相互認証の見直し（レビュー）に向けた対応について

### 1 背景

当委員会及び欧州委員会は、それぞれ、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第24条に基づく欧州連合（欧州経済領域に属するアイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインを含む。以下「EU」という。）を個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあるとする指定（以下「EU指定」という。）、及び、一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）第45条に基づく我が国における個人情報の保護の十分性にかかる認定（以下「我が国への十分性認定」という。）を行い、平成31年1月23日からその効力が生じている。

（注）令和2年2月1日（英国時間1月31日）に英国がEUから離脱したことを受け、EU指定は、平成31年個人情報保護委員会告示第5号により、EU及び英国の双方を対象とするものへと改正されている。

EU指定については、これに係る平成31年個人情報保護委員会告示第1号により、その適用の日から2年以内に見直しを行うこととされている。また、我が国への十分性認定についても、その発効から2年以内に見直し（レビュー）を行うこととされている。

### 2 EU指定の見直しの進め方

EUに属する30か国及び英国について、法施行規則第11条第1項第1号から第5号までにそれぞれ規定される判断基準を引き続き満たすか否かを、各国データ保護機関等の関係者への聞き取り等を通じて調査し、確認することとする。

### 3 我が国への十分性認定の見直し（レビュー）への対応

我が国への十分性認定に関する欧州委員会の決定文書において欧州委員会は、「日本の関係当局とともに行った合同再検討の一環として受領した情報を含む取得可能な全ての情報」に基づき我が国への十分性認定の見直し（レビュー）を行うとされており<sup>1</sup>、当委員会に対して照会等が寄せられた場合には、適時適切に対応することとする。

### 4 その他

双方の見直し（レビュー）が「相互認証」に係るものである点にかんがみ、双方のプロセスを並行して進め結果を確定させるべく、適切な時期に欧州委員会との間で委員級の対話の機会を設けることを含め、対話の充実に留意する。

（以上）

<sup>1</sup> Article 3, COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information